

平成27年3月26日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

新商品「結婚・子育て支援信託」の販売開始について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 ^{わか} ^{ばやし} ^{たつ} ^お 若林辰雄）は、お子さまやお孫さま等への結婚・子育て資金の贈与を支援する新たな信託商品「結婚・子育て支援信託」を、4月1日より販売開始する予定ですので、お知らせいたします。

「結婚・子育て支援信託」は、平成27年度税制改正により創設が予定されている制度に基づき、贈与する方が、贈与を受ける方へ、結婚・子育て資金を「一括贈与」した場合の贈与税が非課税となる商品です。

商品のポイントは、以下の通りとなります。

- ・ 贈与を受ける方1人あたり、最高1,000万円まで（うち結婚関連費用は300万円まで）の結婚・子育て資金の贈与が非課税となります。
- ・ ご契約できるのは、平成31年3月末までとなります。
- ・ 元本に万一欠損が生じた場合には、弊社が補填します。また、預金保険の対象です。
- ・ 管理手数料をご負担いただくことなくご利用いただけます。

今後も、三菱UFJ信託銀行は、資産管理の機能を活かした広く社会のお役に立てる商品・サービスをご提供し、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

【商品の概要】

委託者	・ 結婚・子育て資金を贈与する方 ・ 贈与を受ける方と直系（祖父母、父母など）である必要があります。
受益者	・ 結婚・子育て資金の贈与を受ける方 ・ 贈与する方と直系（子、孫など）で、20歳以上50歳未満である必要があります。
信託期間	贈与を受ける方の50歳の誕生日の前日までの期間
信託金額	300万円以上1,000万円以下（贈与を受ける方一人あたり）
中途解約	中途解約はできません。
信託報酬	・ 管理報酬：無料 ・ 運用報酬：3月・9月の各25日および信託期間満了日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）等を差し引いた金額
取扱店舗	三菱UFJ信託銀行の国内本支店

以上

(ご参考) 結婚・子育て支援信託の仕組み

商品の仕組み



(1) ご契約時

① 贈与する方は、結婚・子育て資金を弊社に信託していただきます。(1,000万円まで)

(2) 払出時 (贈与を受ける方にてお手続き)

② 贈与を受ける方は、結婚・子育て資金目的の支払請求を行い、結婚・子育て資金に充てたことを証する領収書等を弊社に提出していただきます。

③ 弊社にて内容確認のうえ、贈与を受ける方へ結婚・子育て資金をお支払いします。